

骨髄移植など特別の理由による任意予防接種費用助成制度について

1 概要

骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度、予防接種をする子どもの保護者に対して、経済的負担を軽減するとともに、感染症の発症又は重症化の予防を目的とする。

2 内容

接種済みの定期予防接種の再接種に係る費用を償還払いにより区が負担する。

(1) 対象者

骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された20歳未満の者

(2) 助成額

予防接種に要した費用と各年度の区予防接種委託料（単価）のいずれか低い額

(3) 助成回数

定期予防接種として接種したワクチンの回数を上限として一人1回

(4) 事業開始

平成31年4月1日予定

3 実施方法

接種前に理由書等の必要書類を提出の上、接種後、申請に基づき接種費用の一部又は全部を後日、口座に振り込む。

4 周知方法

区報（3/25号）、ホームページ等